

新年度の入園児を募集します

受付は2月7日(月)まで

新年度の子ども園入園児を次のとおり募集します。保育に欠ける児童の入所を希望する方は、各子ども園に「保育所入所申込書」を提出してください。

●保育に欠ける児童とは

- ① 両親等が家庭の外で仕事をしている場合。
- ② 両親等が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合。
- ③ 親のいない家庭。
- ④ 母親が出産前後、病気、心身に障害がある場合。
- ⑤ 児童の家庭に長期にわたる病人や



心身に障害のある人があり、親がいつもその看護にあたっていている場合。

⑥ 火災や風水害地震等の復旧にあたっていている場合。

※①から⑤の児童の家庭で両親以外の人が児童の保育ができる場合は除かれます。

●入所対象児童

生後3カ月以上（平成22年12月31日以前に生まれた児童）
※保育実施の申込期間は、小学校就学時期に達するまでの保育の実施を必要とする期間です。

●受付期間

1月11日(火)～2月7日(月)

●受付場所

- 八峰町役場 幼児保育課
町内各子ども園
☆沢目子ども園 ☆塙川子ども園
☆八森子ども園 ☆観海子ども園
☆岩館子ども園

～災害時要援護者避難支援制度のお知らせ～

町では風水害や地震等の災害が起きたときに自力で避難することが困難な方に対して、地域住民や関係機関等が協力して、災害時の安否確認や迅速な避難支援が行われるよう「災害時要援護者個別計画」を作成します。

対象となる方

災害時に、自力で避難することが困難な方で次のような方が対象となります。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 75歳以上の方のみで構成される世帯
- ③ 身体障害者手帳1級から3級を所持し、体幹・下肢・視覚・聴覚に障害のある方
- ④ 療育手帳Aを所持する方で一人暮らし及びこれに準ずる方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ⑥ 要介護3以上の認定を受けている方
- ⑦ その他災害時に支援が必要な方
(施設・病院等に長期入所・入院されている方は対象となりません。)



申請される方へのお願い

この制度は災害時に被害を少しでも減らそうとするものです。登録したからといって必ず支援を受けられるとは限りません。避難を支援する方も突然の災害時などには被災する場合があります。自分の身は自分で守るという意識を持って災害に備え、日頃から支援者や近隣の方々とコミュニケーションをとり地域で支え合うよう心がけてください。



問い合わせ先

八峰町福祉保健課 福祉係
電話 76-4608

登録方法

上記の要件①から⑥に当てはまる方は、地区の民生児童委員がお宅に訪問しますので登録の意向をお伝えください。また上記の①から⑥の要件にあてはまらないが災害時に支援が必要な方は役場福祉保健課までご連絡ください。

登録にあたっての注意事項

要援護者個別計画を作成し災害時の支援を受けるには、登録された情報を関係機関に提供することについての同意が必要です。(登録された情報は安否確認・避難支援等の目的以外には使用しません。)

【情報提供先】

- 八峰町民生児童委員協議会・八峰町社会福祉協議会・自治会・消防団・自主防災組織・八峰町地域包括支援センター・八峰消防署・能代警察署

八峰町立子ども園保育料 (平成22年度)※参考

各月初日における入所児童の世帯の状況		3歳未満児童	3歳以上児童
第1階層	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2階層	所得税非課税世帯	町民税非課税世帯 (母子世帯等免除)	5,400円
		0円	3,600円
第3階層	所得税課税世帯	町民税課税世帯 (母子世帯等免除)	13,650円
		12,650円	11,550円
第4階層		40,000円未満	21,000円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	26,700円
第6階層	所得税課税世帯	103,000円以上 413,000円未満	30,500円
第7階層		413,000円以上 734,000円未満	29,000円
第8階層		734,000円以上	40,000円
			38,500円
			52,000円
			50,500円

※同じ子ども園に2人以上入所した場合、2人目(弟、妹)の園児が半額になり、3人目以降は免除となります。(多子軽減)
※(母子世帯等免除)とは、第2、第3階層に認定された母子(父子)世帯や障害者のいる世帯等が適用されます。
※このほか、すこやか子育て支援事業による保育料助成があります。

子ども園の運営費には、電源立地地域対策交付金が活用されています。

●**申込書類**
入所該当児童(平成17年4月2日～平成22年12月31日生)の保護者に申し込み書類を送付します。申込書には必要な添付書類がありますのでご注意ください。詳しくは、送付される案内書をご覧ください。

●**入所要否の決定**
申込書類を調査のうえ、後日通知します。

●**保育料**
保育料は左表のとおりです。このほか、保護者の所得、兄弟の人数によってすこやか子育て支援事業による助成があります。

●**問合せ**
八峰町役場 幼児保育課
(☎76-4612)